

今から始める生前相続対策！

2. 贈与税の配偶者控除を利用しましょう。

では、ひょうご家の相続に対する取り組みにスポットを当てて相続対策について考えていきましょう。

<pre>graph TD; Ichiro[一郎] --- Mei[梅]; Ichiro --- Taro[太郎]; Ichiro --- Jiro[次郎]; Ichiro --- Hanako[花子]; Mei --- Taro; Mei --- Jiro; Mei --- Hanako;</pre>	<p>一郎の資産 12億</p> <p>生活状況 一郎と梅は、太郎の家族と同居（生計一） 次郎は、結婚して別居 花子は、結婚して別居 太郎は妻と子の3人家族</p>
--	--

Q2

結婚して20年以上経つと、妻にマイホームを贈与できると聞いたけど、いくらまで贈与できるの？



A2 2000万円まで無税で贈与することができます。

贈与税の基礎控除110万円（Q1参照）と合算すると、最高で2110万円まで無税で贈与することができます。

2000万円（贈与税の配偶者控除）+110万円（基礎控除）=2110万円



◆ 適用するための要件

- ①結婚20年以上の夫婦であること
- ②マイホーム又は、マイホームを建築するための費用を贈与すること
- ③贈与を受けたマイホームに住み続ける予定であること
- ④夫婦間で1回だけ適用できる

◆ マイホームを贈与する場合の注意点

①土地のみ ②建物のみ ③土地と建物 の3通りの贈与の方法が考えられます。建物は年々古くなり、価値が下がっていくのに対し、土地は値上がりする可能性がありますから、一般的に土地を贈与する方法が有利といえます。

◆ 不動産の贈与は贈与登記が必要

不動産を贈与する場合には名義変更の費用（登録免許税、登記の手数料、不動産取得税など）がかかることを理解した上で上手に活用しましょう。

ポイント1 :

結婚20年以上の夫婦は、マイホームの贈与が可能！



- ① 建物を贈与するよりも、土地を贈与！
- ② 2110万円以内の贈与は、贈与税がかからないけど、贈与した翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出することが要件です。
- ③ 不動産の贈与は、登記しましょう。